

新子安南部町内会館貸出規定

1. 町内会の運営に伴う集会の他、地域活動のための集会、その他各種行事のために町内会館を使用することができます。但し、次の項目に該当する時は許可されません。

- ① 先約が入っている時。
- ② 管理上支障があり、不相当と判断した時。

申込先: 各理事 → 会長 → 保管責任者(会計)

なお、会館の使用は、会長が招集する集会を優先し、使用の1ヶ月前から申し込みを受け付けます。又、葬儀に使用するときの規定は別に定めます。

2. 会館の使用料(維持費)は次の通りです。

各部屋とも 午前9時～午後8時まで 1時間につき300円

選挙および営業目的で使用する場合は別途協議します。

また、時間の算定は、鍵の貸し出しから返却までの時間とし、鍵の返却時に使用料を納入してください。

3. 使用料の徴収区分は次のとおりです。

- ① 当町内会の総会、理事会、幹事会、部会及び関連組織 無 料
- ② その他は原則として有料とする。但し会長が特に認めた場合はこの限りではない。

4. 使用者はその権利を他人に譲渡し、使用させることはできません。

5. 使用中に建物及び付属施設等を破損または滅失した時は、その損害を賠償しなければなりません。

6. 会館を使用する時は、次のことを厳守してください。

- ① 会館の備品類を使用するときは、予め申し出てください。
- ② 茶器は用意されてますが、お茶の葉は利用者が用意して下さい。
- ③ 集会終了後、だだちに付属設備品などを原状に復し、清掃を行ってください。
- ④ ゴミ類は館外に持ち出し、利用者が処分してください。
- ⑤ 会館の鍵を閉める前に、もう一度火の元、戸締まりを確認してください。

特に、換気扇、エアコンの切り忘れに注意してください。なお、エアコンを切り忘れた時は、気付くまでの1時間につき300円が追加徴収されます。

7. この規定に無い項目については、会長及び副会長が判断します。

8. この規定を変更する場合は理事会にかけ、決定するものとします。

以 上

新子安南部町内会館特別貸出規定

当町内会員の福利を図る為、町内会の運営に支障のない限り、葬儀を目的とする会館の貸し出しを行います。大切な町の財産である会館です。利用される方は下記の規定に従い、大切に使用して下さい。

1. 会館を利用できるのは、通夜や告別式の両日に各部屋が未予約の場合、及び死亡者が町内会員である場合に限りです。但し、管理上支障がある場合をはじめ、会長が不相当と判断した時は利用できません。
2. 1階洋室を祭壇用、2階大広間を接待用とし、和室(4畳半)は使用できません。
使用料・・・2日間で50,000円(冷暖房費含む)
申込先・・・各理事 → 会長 → 婦人部長
3. 利用時間は、原則として午前10時から翌日の午後8時までとします。
4. 使用の内諾を得た時は町会長宛に「会館使用許可申請書」を提出し、会計長に使用料を納入してください。
5. 使用申請者は借用責任者を1名選出し、会館の管理立会人とよく打ち合わせ、その指示に従ってください。借用責任者を変更するときは、必ず管理立会人に届け出てください。
6. 使用中に建物および付属施設などを破損または滅失した時、その損害を賠償しなければなりません。
7. 会館を使用する時は、次のことを厳守してください。
 - ① 会館の備品類を使用するときは、予め申し出てください。
 - ② 遺体は納棺してから安置してください。
 - ③ ガスはお湯を沸かすことのみとし、煮炊き、暖房等には使用できません。
 - ④ 茶器は用意されてますが、お茶の葉は利用者が用意してください。
 - ⑤ 会館前の国道は駐車禁止です。また、駐車で近所の迷惑にならない様に、特に配慮してください。
 - ⑥ ろうそく、線香、たばこの火等、火の元にはくれぐれも注意してください。
 - ⑦ ゴミ類は館外に持ち出し、利用者が処分してください。
 - ⑧ 葬儀終了後、ただちに付属設備等を原状に復し、清掃後、管理立会人の点検を受けてください。
8. この規定に無い項目については、会長及び副会長が判断します。
9. この規定を変更する場合は理事会にかけ、決定するものとします。